秋田地方法務局訟務部門　標準文書保存期間基準

H30.4.1　変更

	事　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)
					大分類	中分類	名称(小分類)				
1	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準	争訟	標準文書保存期間基準(現行)	訟務部門　標準文書保存期間基準	常用	廃棄		(別表1事項22を参酌)
				・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に関する決裁文書	争訟	標準文書保存期間基準	保存期間の制定・改正	10年	廃棄		(別表1事項22を参酌)
			②取得した文書及び決裁文書の管理を行うための帳簿	・日記簿	争訟	訟務一般	訟務部門日記簿	5年	廃棄		(別表1事項22を参酌)
2	訟務に関する訓令，通達その他例規	訟務に関する訓令，通達その他例規類	訟務に関する訓令，通達その他例規類	・訟務に関する訓令，通達その他例規類	争訟	例規(現行)	訟務に関する訓令，通達その他例規類	常用	廃棄		(別表1事項22を参酌)
3	個人及び法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯（本案訴訟事件のうち処理を担当した実施事件に限る。）	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（弁論関係書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（証拠関係書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄		
		(2)(1)に掲げられた業務の区分のうち訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に当たらないもの	訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書，選任書，訴訟代理権消滅通知書 ・予納金，保証金及び配当金に関する書類	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（その他の書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄		
		(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯（本案訴訟事件以外で処理を担当した事件に限る。）	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟事件以外)	本案訴訟事件以外の事件記録	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書							
			訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書，選任書，訴訟代理権消滅通知書 ・予納金，保証金及び配当金に関する書類							
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯（本案訴訟事件で処理を担当した実施事件を除く。）	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（弁論関係書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後3年	廃棄		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書							
				・書証 ・証人等調書	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（証拠関係書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄		
		(5)(4)に掲げられた業務の区分のうち訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に当たらないもの	訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書，選任書，訴訟代理権消滅通知書 ・予納金，保証金及び配当金に関する書類	争訟	事件記録（本案訴訟事件）	本案訴訟事件記録（その他の書類）	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄		
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯（本案訴訟事件以外で処理を担当した実施事件を除く。）	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録（本案訴訟事件以外）	本案訴訟事件以外の事件記録	訴訟が終結する日に係る特定日以後3年	廃棄		
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書							
			③訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書，選任書，訴訟代理権消滅通知書 ・予納金，保証金及び配当金に関する書類							
		(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書	争訟	訟務一般	裁判書等正本つづり	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄		
		(8)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	法律意見照会	・法律意見照会事件票	争訟	訟務一般	法律意見照会事件関係つづり	3年	廃棄		
		(9)国又は行政機関を当事者とする訴訟の実施に要する費用の支出及び返納	訴訟費用の管理を行う帳簿類	・収入印紙受払簿 ・郵便切手・郵便はがき受払簿 ・予納金整理簿 ・保証金整理簿 ・配当金等受払簿	争訟	訟務一般	収入印紙受払簿	5年	廃棄		

				・郵便切手・郵便はがき受払簿	争訟	訟務一般	郵便切手・郵便はがき受払簿	5年	廃棄		
				・予納金整理簿	争訟	訟務一般	予納金整理簿	5年	廃棄		
				・保証金整理簿	争訟	訟務一般	保証金整理簿	5年	廃棄		
				・配当金等受払簿	争訟	訟務一般	配当金等受払簿	5年	廃棄		
				・保管金受領証書等つづり	争訟	訟務一般	保管金受領証書等つづり	5年	廃棄		
		(10)国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律５条，６条，６条の２，６条の３に基づく，国が直接実施しない訴訟の経緯	①訴訟の提起に関する報告	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	簡易・定型的監理事件	1年	廃棄		
			②訴訟における主張又は立証に関する報告	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書							
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書							
		(11)(1)～(10)に掲げられた業務により取得した文書の管理	文書の管理を行う帳簿類	・事件簿 ・指定書受払簿 ・選任書受払簿 ・訴訟代理権消滅通知書受払簿 ・帳簿等保存簿 ・事件記録保存簿 ・裁判書等正本保存簿 ・法律意見照会事件簿	争訟	訟務一般	事件簿	30年	廃棄		
				・指定書受払簿	争訟	訟務一般	指定書受払簿	処理が終了した日から1年	廃棄		
				・選任書受払簿	争訟	訟務一般	選任書受払簿	処理が終了した日から1年	廃棄		
				・訴訟代理権消滅通知書受払簿	争訟	訟務一般	訴訟代理権消滅通知書受払簿	処理が終了した日から1年	廃棄		
				・帳簿等保存簿	争訟	訟務一般	帳簿等保存簿	30年	廃棄		
				・事件記録保存簿	争訟	訟務一般	事件記録保存簿	30年	廃棄		
				・裁判書等正本保存簿	争訟	訟務一般	裁判書等正本保存簿	30年	廃棄		
				・法律意見照会事件簿	争訟	訟務一般	法律意見照会事件簿	3年	廃棄		
		(12)(1)から(11)に該当しないもの	事件関係嘱託・事実調査に関する文書	・法務局及び地方法務局訟務処理規程３条の規定による証拠調べ等に関する事務の嘱託書 ・同規程４条の規定による事務調査の依頼書 ・事件の移送に関する決裁文書	争訟	訟務一般	事件関係雑文書つづり	1年	廃棄		
4	統計に関する事項	訴訟に関する統計の作成及び分析に関する重要な経緯	統計の作成及び分析に関する文書	・統計資料	争訟	訟務一般	統計資料	3年	廃棄		
5	訟務資料	訟務資料	訟務資料	・訟務資料(文書作成等)	争訟	訟務一般	訟務資料	30年	廃棄		
6	情報セキュリティ対策の運用	情報セキュリティ体制に関すること	情報セキュリティ体制に関する事項	・外部記録媒体管理簿	庶務	情報セキュリティ	外部記録媒体管理簿	常用	廃棄		
7	訟務事務に関する事項	(1)所管事務の取扱いに関する経緯	①訟務関係の庶務に関する文書	・訟務関係の庶務に関する文書	庶務	訟務一般	訟務関係書類	3年	廃棄		
			②訟務関係の雑書類	・訟務関係の雑書類	庶務	訟務一般	雑書	1年	廃棄		
			③超過勤務に関する文書	・超過勤務命令簿	庶務	訟務一般	超過勤務命令簿	5年 1月	廃棄		
			④ＶＤＴ個人記録に関する文書	・ＶＤＴ作業記録簿	庶務	訟務一般	ＶＤＴ作業記録簿	3年	廃棄		
		(2)その他業務遂行に関する文書	庶務に関する文書	・庶務に関する文書	庶務	訟務一般	庶務関係書類	1年	廃棄		
	その他上記1から7に掲げられていないもののうち，公文書等の管理に関する法律第２条第６項の歴史公文書等に当たらないもの。							事務処理上必要な1年未満の期間	廃棄		

備　考

　本基準に掲げられていない事項が発生したときは，法務省行政文書管理規則の別表１及び本基準を参酌しつつ，文書管理者において，保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

（注）